

給水装置工事設計・施工基準

平成 29 年 4 月
令和 7 年 4 月改正

常陸大宮市上下水道部施設管理課

目 次

第 1 章 総 則

1.1 趣旨	1
1.2 適用の疑義	1
1.3 用語の定義	1
1.4 給水装置の種類	2
1.5 給水装置工事の種類	2
1.6 給水方式	2
1.7 水道メータ設置基準	3

第 2 章 給水装置の構造及び材質

2.1 給水装置の構造及び材質の基準	8
2.2 給水装置の材料	8

第 3 章 給水装置の設計

3.1 調査	1 1
3.2 協議	1 1
3.3 給水方式の決定	1 2
3.4 給水管口径の決定	1 2
3.5 給水管の使用範囲	1 3
3.6 給水管の分岐	1 3
3.7 止水設備	1 5
3.8 メータ	1 5
3.9 メータ設備	1 6

3.10 給水管の布設	1 8
3.11 給水管の保護	1 9
3.12 逆流防止	2 0
3.13 給水装置に係る用具の設置	2 0
3.14 給水管の撤去	2 1
3.15 道路工事	2 1
3.16 設計図作成	2 1

第4章 申請と審査及び検査

4.1 申請（条例第8条）	2 6
4.2 工事費等の負担	2 6
4.3 審査	2 7
4.4 検査	2 7

第5章 施 工

5.1 工事の施工	2 8
5.2 工程策定上の留意事項	2 8
5.3 許可の取得等	2 8
5.4 道路掘削工事に当たっての注意事項	2 8
5.5 施工準備	2 9
5.6 保安設備	2 9
5.7 土工事	2 9
5.8 配管工事	3 1
5.9 撤去工事	3 5